

三条市地域防災計画

(原子力災害対策編)

三条市防災会議

原子力災害対策編目次

第1章 総 則	1
第1節 計画作成の趣旨等	3
第2節 計画の作成又は修正に際し遵守すべき指針及び災害の想定	4
第3節 原子力災害対策を実施すべき地域の範囲	5
第4節 防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱	8
第5節 用語の解説	12
第2章 原子力災害事前対策	15
第1節 情報の収集・連絡体制等の整備	17
第2節 緊急事態応急体制の整備	18
第3節 屋内退避、避難体制の整備	19
第4節 緊急輸送活動体制の整備	20
第5節 救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備	21
第6節 住民等への的確な情報伝達体制の整備	21
第7節 原子力防災に関する住民等に対する知識の普及と啓発	22
第8節 防災業務関係者の人材育成	22
第9節 防災訓練等の実施	23
第3章 緊急事態応急対策	25
第1節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保	27
第2節 活動体制の確立	30
第3節 屋内退避、避難等の防護活動	42
第4節 飲食物の出荷制限、摂取制限等	49
第5節 緊急輸送活動	50
第6節 住民等への的確な情報伝達活動	53
第7節 自発的支援の受け入れ	55
第8節 核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応	56
第4章 原子力災害中長期対策	57
第1節 復旧・復興対応	59
第2節 被災者等の生活再建等の支援	60
第3節 産業等への支援	60
第4節 心身の健康相談体制の整備	60